

諮問日：令和3年8月16日（令和3年度（情）諮問第15号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（情）答申第33号）

件名：「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応案の起  
案年月日が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 開示申出の内容等

「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応案の起  
案年月日が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出  
に対し、奈良地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していな  
いとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事  
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、  
奈良地方裁判所長が令和3年7月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱  
記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問  
がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説  
明書において、原判断庁においては、「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行  
為の通報書」に対する対応案（以下「本件対応案」という。）については庁と  
しての検討を行った上で、決裁権者である所長が決裁したとの主張をしている。

起案した文書又は起案日を記録した文書が存在していれば、起案年月日が分  
かる文書として開示できるはずである。すなわち、本件対応案と称する文書は  
打合わせのための資料であって、起案された文書ではないと思料される。起案  
されていない文書を所長が決裁できるはずはなく、従って決裁票も存在しない  
ということであろう。

上記の過程を隠蔽するため、本件対応案の起案年月日が分かる文書（本件開示申出文書）を不開示としたとの強い疑念を払拭する合理的な理由を見いだせない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、本件対応案の起案年月日が分かる文書（本件開示申出文書）の開示を求めているところ、原判断庁において該当する文書の探索を行ったが、当該文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、起案した文書又は起案日を記録した文書が存在していれば、起案年月日が分かる文書として開示できるはずである旨主張しており、その主張は、決裁において起案日を記載した決裁票等の文書が作成されることを前提としているものと考えられる。

しかし、起案した文書について、意思決定の権限を有する者がその内容を決定し、又は確認するに当たって、必ずしも決裁票等の文書によることを要するものではない。具体的な処理に係る事案について、いかなる方法によって意思決定を行うかどうかは、意思決定の権限を有する者（決裁権者）が、個別に判断すれば足りるものと解され、必ずしも起案日を記載した文書を作成しなければならないものではない。

したがって、本件対応案が、原判断庁において、所長を含む関係職員間で協議し、庁としての検討を行った上で、その結果を踏まえて短期保有文書として作成されたものであることを勘案すると、その決裁過程において決裁票等の文書を用いなかったことや、起案日を記載した文書が存在しないことは不自然なことではない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年8月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年12月14日 審議

④ 令和4年1月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 裁判所における司法行政事務には様々な種類のものがあることは容易に推測され、具体的な処理に係る事案について、具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうか、さらに、その意思決定に当たって文書を作成するかどうかについても、その性質上、決裁権者によって個別に判断されるものと解されることからすると、起案した文書について、意思決定の権限を有する者が、その内容を決定し、又は確認するに当たって、必ずしも決裁票等の文書によることを要するものではなく、また、起案日を記載した文書を作成しなければならないものではないといえることができる。

したがって、本件対応案の作成に際し、その決裁過程において決裁票等の文書を用いなかったことや、起案日を記載した文書が存在しないことは不自然なことではないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

2 以上のとおり、原判断については、奈良地方裁判所において本件開示申出文

書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子